



SOROPTIMIST

Best for Women®

国際ソロプチミスト山梨

クラブ細則・内規

国際ソロプチミスト山梨 クラブ細則

クラブは、効果的なクラブ運営のために細則を採択し、ソロプチミストの目的、目標及びプログラムを促進させる。ただし、国際ソロプチミスト定款、連盟細則、連盟手続き並びにリジョン細則に抵触してはならない。

第1条 クラブの名称

本クラブは、国際ソロプチミスト山梨とする。

注) クラブ名は、はっきりと区別のつく地名を反映し、奉仕する地域社会を表したものとする。
[連盟手続 B.I] また、認証状に記載されているクラブ名称を変更する場合は、リジョンに申請の上、細則改定を行う。

第2条 クラブの地域社会

本クラブの地域は、山梨県内とする。

第3条 会員

第1項 会員の種別

会員には2種類がある。[連盟細則第5.01項(a)～(b)]

(a) 正会員

(b) 終身会員

[15年以上正会員として在籍し、2001年6月30日までに手続きを完了した会員]

注)

(1) リジョン・連盟の役職につけるのは、適格な正会員のみ限定されており、[連盟細則第5.02項(a)、(b)、クラブレベルの役職についても終身会員には免除する。

(2) クラブの正会員は12名以上を維持する。[連盟手続 B.4]

第2項 会員の構成

クラブは会員をSIAのビジョン、使命、中心となる価値を支える地域社会の女性から招請する。

[連盟細則第5.01項(a)]

第3項 会員入会の承認

招請より入会までは、下記事項に従って行われる。被推薦者に対し、十分な配慮と慎重な決定に留意する。

1. 会員は適格と考えられる人を会員候補者として推薦することが出来る。クラブ所定の推薦状に記入し、クラブメンバーシップ委員長へ提出する。
2. メンバーシップ委員長は、会員候補者の適格性について充分検討確認をし、理事会に提出する。
3. 会長は理事会に提出された会員候補者について例会にて全会員に通知をし、《10》日以内に会員より文書による異議申し立てがあるときは受付け処理を行う。
4. 理事会は、さらに検討を重ね決定を行う。《7》日以内に入会招請状を発送する。
5. 新会員の登録は理事会が入会承諾書を受領し、所定の入会年度会費など財務義務が完了した時点で発効する。クラブは直ちにリジョンに「会員名簿カード」を提出し、指定される財務義務を履行する。

第4条 クラブ役員と理事

第1項 構成

本クラブの役員は、会長・副会長・レコーディングセクレタリー・コレスポンディングセクレタリー・トレジャラーとする。理事は2名とする。

注) クラブ役員は、少なくとも、会長・セクレタリー・トレジャラーとする。

第2項 任務

- (a) 会長は、業務例会・理事会の議長となり、クラブの業務処理を指導し、規約上特段の定めがない限り全ての委員会を任命し、指名委員会を除く全ての委員会の職責委員となる。但し、理事会の決定を変更することはできない。
- (b) 副会長は、会長あるいは理事会の委嘱する任務と権限を有する。
- (c) レコーディングセクレタリーは、クラブ例会・理事会の議事録をとり、会員名簿・出欠席の記録のほか、諸記録の保管責任者となる。コレスポンディングセクレタリーは、各種の通知を発送し他の役員の通常任務に含まれない通信業務を担当

する。

- (d) トレジャーは、クラブのすべての資金を受領し、理事会が定める金融機関に預託する。また、認可された支払いをし、収支報告書などを作成する。財務委員会の職責委員となる。
- (e) 理事は、理事会からの委嘱による任務を遂行する。

第3項 資格

役員及び理事に選ばれる会員は、クラブの定める資格要件を充たしていなくてはならない。更に会長に選ばれるには、クラブ理事会メンバー経験者が優先する。いずれも同時に2つ以上の選挙による役職に就く事は出来ない。[連盟細則第5.02項(a)(b)]

第4項 任務

役員の任期は1期《1年》または、後任が選出されるまでの間とするが、2期を超えてはならない。理事の任期は2年とし、毎年1名が選出される。いずれも、選出された年の7月1日に就任する。

第5項 欠員

会長職が欠員となった場合、副会長が会長となる。他の役員の欠員も、理事会メンバーによる補充を優先する。最終欠員はクラブが選出を行う。

第6項 解任

クラブは、クラブ理事会メンバーが任務を履行しないとき、解任理由を通告しその役職を解任する事が出来る。解任には、クラブの3分の2の賛成が必要である。弁明の機会を与えなければならない。

第5条 理事会・特別理事会

第1項 構成

理事会は、クラブ役員及び理事で構成する。

第2項 会合

理事会は、会長の招集により毎月1回、定例会準備期間を考慮し

て開催される。構成員の過半数をもって定足数とする。

第3項 任務

- (a) 例会の措置を変更しない限り、クラブの業務全般及び資金の運営管理の責任を有する。
- (b) 採択された国際・連盟・リジョン・クラブのプログラムを実施する責任を有する。
- (c) 会員の入退会、及び会員の規律問題を処理する。

第4項 特別理事会

特別理事会は、理事会メンバー3名以上による要請があれば会長が招集し、開催することが出来る。開催は24時間前にメンバーに知らされなければならない。開催目的の審議のみを行う。

第6条 業務例会・特別例会

第1項 業務例会（定例会）

毎月1回の業務例会を定例会として開催し、原則として《第3月曜日》に開催する。但し、理事会が提案してクラブが承認した場合は、同一月内で変更することが出来る。会場は《クラブ》が決める。

第2項 年次会合

毎年1回《7月》にクラブ年次会合を開催し、財務及びクラブ年間活動を報告する。会場は《クラブ》が決める。同月の定例会を年次会合とすることが出来る。

第3項 特別例会

特別例会は会長の招集により開催できるが、少なくとも開催48時間前に全会員に通知されなければならない。会場は理事会が決める。通知は書面または口頭によって行われる。開催目的の審議のみを行う。

第7条 定足数

例会は、投票有権者であるクラブ会員の過半数をもって定足数とする。

第8条 資格要件

役職の就任と投票有権者の資格をもつ適格な会員とみなされるためには、財務上の義務を果たさなければならない。クラブは会員に全ての会合への出席を奨励する。

[連盟細則第5.02項(a)]

メイクアップにより定例会出席と認められる会合は、(欠席する定例会をはさみ、前15日後15日の期間内に開催される)下記会合とする。

他クラブ業務例会・リジョン大会・リジョン研修会・リジョン開催の会合(プロジェクト)・連盟大会、連盟の各役職及びリジョンの役員・委員長・委員のソロプチミストの研修や用務、その他クラブが認めた会員の研修に係る会合。上記役職者の役務の場合、定例会当日を含む。

第9条 休会期間

会員の休会は正当と認められる理由による場合、理事会によって《6ヶ月》を限度として許可されるが、連続《12ヶ月》を超えてはならない。休会期間中でも会員に求められる義務的な年会費及び賦課金を納入する。また、クラブ休会中の会員は、クラブの承認によりソロプチミスト活動をする事が出来る。

第10条 会員の退会

会員が退会する時は、5月末日までに文書により会長に退会届を提出しなければならない。会長は理事会に提出し、理事会はこれを承認しクラブに報告する。トレジャーはリジョンに「退会届出書」を提出する。届け出期日により、クラブ・リジョン・連盟・国際の定めた義務的費用を退会会員は負担する。

第11条 指名委員会の選出、

第1項 構成

クラブは、每期《12》月に適格な会員による指名委員会を組織する。すなわち、クラブが委員長、委員2名を選出する。但し、理事会メンバーから、1名を限度として選出できる。

第2項 欠員

指名委員会の欠員は、クラブが補充する。

第3項 任期

指名委員会は、各役職者の就任により職務が終了する。

第12条 指名及び選挙手続

1. 指名委員長は、会員に対し、各役職の候補者の推薦を依頼する。
2. 指名委員会の要請により、会員は各役職に対し適格な会員を推薦する。
3. 委員長は、指名委員会を開催し、推薦された各役職候補者及びその他の適格者の審議を行う。
4. 委員長は、委員会報告を行う前に、指名する候補者に、各役職に対する就任の意思の有無を確認する。
5. 選出の実施年の《2》月の定例会で指名委員会は候補者に関する報告を行う。
6. 《3》月の定例会にて指名委員会は再度、候補者に関する報告を行う。
指名を受ける者の同意が得られる事を条件に、議場より追加指名をすることが出来る。
どの役職でも1名を超える被指名者がある時は、投票用紙による表決によって行う。

第13条 デレゲートの選出及び経費

第1項 選出

リジョン大会のデレゲートは3名とし、1名は会長またはその代理とする。毎年、役員及び理事と同時に選出される。デレゲートの欠員は、理事会が選出する。

連盟大会のデレゲート及びその代理1名は、連盟大会開催年に併せて選出される。いずれもデレゲートは適格な会員でソロプチミストに精通していなければならない。

[連盟細則第5.02項(c)(d)、リジョン細則第7条第1項(c)]

第2項 経費

連盟大会・リジョン大会に出席するデレゲートの費用は、クラブ財務規程による。

第14条 委員会及び職務

第1項 常任委員会

○SIA プログラム委員会

夢を生きる：女性のための教育・訓練賞

夢を拓く：女子中高生のためのキャリア・サポート

女性と女兒のソロプチミストクラブ助成金

成功を祝うソロプチミスト賞

○クラブ プログラム委員会

学校（樫の木基金・未来の私 JOY）

福祉（ローリエ基金）

国際

○メンバーシップ委員会

○広報委員会

○財務委員会

○規約決議・SOLT 委員会

○資金調達委員会

○出席委員会

○ソロプチミスト日本財団委員会

第2項 特別（アド・ホック）委員会

クラブは、採決により特別委員会を設けることができる。

その委員会が例会に最終報告書を提出した時に、任務完了とし、自動的に消滅する。

第15条 スポンサーしている組織

本クラブがスポンサーする組織は、甲斐清和高等学校 S クラブとする。

第16条 会計年度

クラブの会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

第17条 トレジャラーの身元保証

トレジャラーの身元保証保険はリジョンを契約者とし、リジョン内のすべてのトレジャラーを被保険者として掛けられている。

第 18 条 クラブの年会費及び賦課金

第 1 項 年会費

クラブは、国際定款、連盟細則、リジョン細則、ソロプチミスト日本財団の規約に定められた財務義務を履行し、更にクラブの運営に支障をきたさない額の年会費を定めなければならない。また、いかなる場合でも外部から調達した資金をクラブ運営に使用してはならない。

年会費は次の通りとし、《7月1日》に納入する。

正会員 _____ 37,800 円

終身会員 _____ 0 円

注 1) 正会員は年会費と共に、国際年会費、連盟年会費、日本東リジョン年会費、リジョン大会 A 登録料、リジョン大会 B 登録料、リジョン研修会 A 登録料、日本財団維持費、例会食事代を含めた 126,000 円を一括納入する。

注 2) SI 山梨には終身会員は在籍しないため年会費の設定はしない。

第 2 項 賦課金

入会賦課金は《20000 円》とし、入会時に年会費と共に納入しなければならない。再入会時は入会賦課金は不要とする。

第 19 条 クラブの予算・財務報告・監査

第 1 項 予算

財務委員会は、クラブの健全な運営のために予算案を作成し、理事会に提出の上、年次会合または定例会でクラブの承認を受ける。

第 2 項 財務報告

トレジャーは、年度会計が終了後、収支報告書・財産目録等を作成する。また、クラブまたは理事会の求めにより随時、上記報告書を作成する。

第 3 項 監査

年度終了後、7月理事会までに監査（収支報告書・財産目録等、通帳類、会計帳簿、証憑書類他の監査）を行う。

また、クラブまたは理事会の求めにより随時、監査を行う。

監査終了直後の定例会において、監査は報告を行い、クラブの承認を受ける。

監査は、会長・理事会・例会がそれぞれ任命する3名の適格な会員によって行われる。但し、監査を受ける年度の理事会メンバー及び財務・資金調達委員は除く。

第20条 名誉会員認定

国・都道府県・地域社会に顕著な功績があった女性及び女性の地位向上に著しく貢献した人を、クラブ名誉会員として認定することが出来る。名誉会員は、クラブの認める権利や特権はあるが、ソロプチミストとしての資格は無い。

名誉会員はほかのクラブにおいてはいかなる権利または、特権も認められないものとする。

第21条 会員籍の終結

下記の理由により、クラブの3分の2の賛成があれば、クラブ会員籍を終結する事が出来る。但し、弁明の機会を妨げてはならない。

1. 財務義務が《6ヶ月》以上不履行の時。
2. ソロプチミストの規約・細則に違反が認められる時。
3. 社会的道徳的欠如により、ソロプチミストの目的・組織に悪影響を及ぼした時。
4. 会員資格要件を維持できなくなった時。

注) 細かな手続きについては議事法権威に則る。

第22条 クラブ細則の改正

クラブ細則は、いずれの業務例会でも3分の2の賛成が得られれば、改正する事が出来る。但し、改正案は審議される前月の定例会で、全会員に配布されていなければならない。改正された全ての細則は、日付を明示する。

注) 3分の2の賛成とは、定足数に達している定例会合または、正規に招集された会合において、白票や棄権を除き、合法的に投票権を与えられ出席している者が投ずる票の、少なくとも3分の2の賛成があることを意味する。

第23条 クラブ手続等

クラブは、本細則を補足する手続・内規・規定を定めることが出来るが、いずれも本細則並びに、国際ソロプチミスト定款・国際ソロプチミストアメリカ細則・連盟手続・国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン細則及び手続に抵触してはならない。

第 24 条 議事法

国際ソロプチミスト定款・国際ソロプチミストアメリカ細則及び、連盟手続・国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン細則及び、手続・クラブ細則で特に規定されていない事項については、最新版の「ロバート議事法」が議事法の権威である。

注) 本細則内の《 》カッコ箇所は変更可能な箇所として記載。

附則

本細則は、2018年12月17日 例会にて採決した。